

福島県教育委員会ウェブサイト広告事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、福島県広告事業基本要綱（平成20年6月2日付け20文第836号総務部長通知。以下「要綱」という。）に基づき、福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管するウェブサイトに対する広告事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 教育委員会が所管する広告掲載の対象となるウェブサイトについては、次のとおりとする。

- (1)教育委員会ウェブサイトのトップページ
- (2)教育委員会が所管する文化施設、社会教育施設等ウェブサイトのトップページ

(掲載可能な広告の範囲及び基準)

第3条 掲載できる広告の範囲は、要綱第4条の定めによるほか、次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1)閲覧者の意志に反した動きをしたり、誤解を与えるおそれがあるもの。
（例）「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
 - (2)実際には機能しないもの
（例）入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
 - (3)福島県又は教育委員会の情報と錯覚するおそれのある表現、画像の使用
（例）「福島県観光情報」、「職員採用情報」等、福島県章、福島県旗、県又は教育委員会関係イメージデザイン等
 - (4)イメージ等が点滅するもの
 - (5)広告からリンクされるウェブサイトのページが、プロバイダーから提供されるサービスで作成されているもの
 - (6)広告からリンクされるウェブサイトのページが、福島県広告掲載基準第4条に該当するもの
 - (7)広告からリンクされるウェブサイトのページにおいて掲載されている広告が、福島県広告掲載基準第5条に該当するもの
 - (8)当該広告の内容について教育委員会が推奨しているかのように、県民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
 - (9)教育関係のウェブサイトとしてのイメージを壊すおそれがあるもの
 - (10)その他、教育関係のウェブサイトに掲載する広告として不相当と教育委員会が認めるもの
- 2 教育委員会は前項の規定による制限のほか、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合は、その内容を制限することができる。
- 3 掲載できる業種又は事業者等の基準は、福島県広告掲載基準（平成20年6月2日付け20文第836号総務部長通知）の定めによるものとし、ウェブサイトの性質に応じ

て、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途ウェブサイト进行管理する課（ウェブサイトを、館等で管理している場合は、館等を所管する教育庁所管課（以下「所管課」という。））が基準を定めることができる。

（広告の掲載箇所、広告の規格、広告掲載料）

第4条 広告の掲載箇所及び規格については、ウェブサイト进行管理する課又は所管課で定める募集要項によるものとする。

2 広告掲載料は、各ウェブサイトごとに実例価格、需給の状況、広告掲載期間の長短等を勘案し、事前に総務部長に協議のうえ、定めるものとする。

（広告の掲載期間）

第5条 広告を掲載する期間は、1ヶ月単位とし、掲載期間の終期は、当該年度末までの範囲内とする。

2 広告を掲載する期間が1月に満たない場合は、1月として広告掲載料を算定し、日割り還付は行わない。

3 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

4 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

5 第3項及び第4項の規定にかかわらず、次の各号に広告掲載開始・終了日が該当する場合は、広告掲載開始日にあつては、次の各号にあたる日の翌日を掲載開始日とし、広告掲載終了日にあつては、次の各号にあたる前日を広告掲載終了日とする。

(1)日曜日及び土曜日

(2)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日

（広告主の募集）

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の募集は、教育委員会が直接広告主を募集する方法により行うものとし、県のホームページ及び教育委員会ホームページ等により公募するものとする。

2 広告主の募集に関して、必要となる事項は、募集要項に定めるものとする。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載の申込みは、教育委員会教育長に対し広告事業申込書（様式第1号）に広告の図案・原稿案の外、募集要項に定めるものを添付し行うものとする。

（広告の審査及び決定）

第8条 前条の募集に対する申込みがあつたときは、申込みの内容について広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、広告主を決定するものとする。

2 広告掲載の可否の決定が審査委員会にてなされた場合は、審査委員会事務局は、その結果を速やかに申込者に広告掲出（掲載）決定通知書（様式2号）又は広告非掲出（非掲載）決定通知書（様式3号）により通知するものとする。

(契約の締結、広告掲載料の納入)

第9条 ウェブサイトを管理する課、館等(以下「管理者」という。)は、前条第1項の決定があったときは、遅滞なく広告掲載決定を受けた広告主と契約書を取り交わすものとする。ただし、新年度4月1日が広告掲載開始日にあたる場合は、4月1日付けで契約締結するものとする。

2 契約金額が50万円未満の場合において、契約の履行が確実であると認められるときは、契約書の作成を省略し、当該広告事業の条件等を記載した請書の提出を求めることに代えることができるものとする。

3 第8条第2項の規定により広告掲載決定の通知を受けた広告主は、広告掲載料を知事が発行する納入通知書により一括して納入することを原則とする。

(広告図案、原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、第8条第1項で決定された内容で広告図案・原稿を作成し、原則として広告掲載開始日から起算して10日前の日までで管理者が指定する日までに、電子メール若しくは記録媒体により提出するものとする。

2 広告図案・原稿の作成に要する経費は、広告主が負担する。

(広告の掲載及び掲載終了方法)

第11条 ウェブサイトへの広告掲載、掲載終了に伴う削除作業については、管理者で行うものとし、次の各号によるものとする。

(1)管理者は前条の規定により提出された広告原稿を、原則として掲載開始日の前日の午後3時から午後5時までの間に掲載するものとする。

(2)管理者は前号の規定により掲載した広告を原則として掲載終了日の午後3時から午後5時までの間に削除するものとする。

(3)第5条第5項各号に該当する掲載開始日については、第5条第5項各号にあたる前日の午後3時から午後5時までの間に広告掲載するものとする。

(広告主への報告)

第12条 管理者は、掲載期間が3か月を超える契約を締結している広告については、広告主に対し、3か月毎にアクセス件数を報告するものとする。

(違反広告等の内容変更)

第13条 教育委員会は、広告内容等が第3条の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の中止)

第14条 教育委員会は、次の各号に該当する場合には、広告掲載を取り消すことができる。

(1)広告主が、前条の規定による広告内容等の変更の求めに応じないとき。

(2)指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。

(3)その他、広告掲載を継続することが適当でないとして教育委員会が判断したとき。

2 前項の規定により、広告掲載を取り消したときは、教育委員会は、広告主に取消理由を付し、書面で通知するものとする。

- 3 教育委員会は、第1項の規定により広告掲載を取り消したときは、広告主が教育委員会に納入すべき広告掲載料の返還は行わないものとする。
- 4 教育委員会は、第1項の規定により広告掲載を取り消したときは、広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取下げることができる。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取下げるときは、取下げを希望する日から起算して14日前までに広告主が広告変更・取下げ申込書(様式第4号)により管理者に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載が取下げられた場合は、教育委員会は広告主が教育委員会に納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。

(広告不掲載時の取扱い)

第16条 管理者は、1日を超えて、ウェブサイトの運営を停止した場合には、広告を掲載しなかった日数に応じて、広告主が納入すべき、または、納入された広告掲載料を減額(返還)するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、ウェブサイトの運営を一時停止したときは、広告掲載料の減額(返還)は行わないものとする。

- (1) 機器等の保守点検又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他非常事態が発生した場合

- 3 前項の規定により返還する金額には、利子を付さないものとする。

(広告掲載料の返還)

第17条 広告の掲載の決定後掲載の開始前において、広告主の責めに帰することができない理由により広告掲載ができないときは、広告掲載料を全額返還するものとする。

- 2 広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰することができない理由により広告掲載ができなくなったときは、掲載できなかった期間に応じて、広告掲載料を返還するものとする。
- 3 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載決定の期間が複数月にわたる場合、掲載を取り消した日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降分の納入済月額の内総額とする。
- 4 第1項及び第2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(広告内容の変更)

第18条 広告主は、掲載期間が3ヶ月を超える契約を締結している広告について、当該広告の内容を3ヶ月単位で変更することができる。

ただし、テキスト形式広告の文字の変更については、1ヶ月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、変更しようとする日の1か月前までに広告変更・取下げ申込書(様式第4号)に変更後の広告の図案・原稿案を添付し審査委員会事務局へ申し込まなければならない。ただし、文字の書体、図案の

大きさ等の軽微な変更に関しては、当該申込みを要さないものとする。

- 3 広告変更の可否が審査委員会でなされた場合は、審査委員会事務局は、その結果を広告主に広告掲出（掲載）決定通知書（様式第2号）又は広告非掲出（非掲載）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 第2項において広告掲出（掲載）決定通知書を受けた広告主は、第10条の規定に準じて変更を行うものとする。

（リンク先の変更）

第19条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする日から起算して14日前までに、審査委員会事務局へ広告変更・取下げ申込書（様式第4号）により申し込むものとする。

- 2 審査委員会事務局は、前項の申し込みがあった場合は、第3条の規定に基づき審査し、リンク先の変更の可否を決定のうえ、第8条第2項に準じて通知するものとする。
- 3 広告掲出（掲載）決定通知書（様式第2号）を受けた広告主は、管理者と協議の上リンク先の変更作業を行うものとする。

（広告主の責務）

第20条 広告主は、広告の内容等が、この要領等に違反することがないように注意する義務を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている素材、履行方法等を使用するときは、その権利処理を行うとともに、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 3 広告主は、広告掲載により第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と負担により解決しなければならない。

（その他）

第21条 教育委員会は、この要領に定めるもののほか、教育委員会所管ウェブサイトへの広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月11日から施行する。